

令和2年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和2年12月23日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正について
  - 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
  - 議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
  - 議案第75号 高浜市市制施行50周年事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について
  - 議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
  - 議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
  - 議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について
  - 議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について
  - 議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について
  - 議案第82号 事業契約の変更について
  - 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
  - 議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
  - 議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
  - 議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
  - 議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
  - 議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
  - 陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情
  - 陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情
  - 陳情第6号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情
  - 陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
  - 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
  - 陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情

(日程追加)

日程第2 議案第89号 令和2年度高浜市一般会計補正予算(第12回)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副市長	神谷 坂敏
教育長	都築 公人
企画部長	深谷 直弘
総務部長	内田 徹
行政グループリーダー	板倉 宏幸
行政グループ主幹	久世 直子
市民部長	磯村 和志
経済環境グループリーダー	田中 秀彦
福祉部長	加藤 一志
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
こども未来部長	木村 忠好
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 義人
上下水道グループリーダー	清水 洋己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長            大 岡 英 城  
副        主        幹            神 谷 直 子  
主                    査            杉 浦 幸 宏

#### 議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

---

#### 午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、12月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る12月16日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より、議案第89号 高浜市一般会計補正予算（第12回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加し、既に上程された議案の採決終了後に、上程、説明、全体による質疑、その後委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第89号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第12回）、以上、議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員

長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る12月15日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案8件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、委員より、自立支援医療費受給者証の自己負担額についてとの問いに、例えば生活保護の場合は0円、市町村民税非課税世帯の場合は2,500円など、所得に応じ自己負担上限額が定まっているとの答弁。

他の委員より、当該条例を既に条例化している愛知県の自治体は、との問いに、本市を除いて全ての市町村で制定されているとの答弁。

同委員より、愛知県内で所得制限を設けている自治体はあるのかとの問いに、名古屋市のみとの答弁。

同委員より、現物給付と償還払いという2つの方法が併用されている理由は、との問いに、受給者と市双方の負担軽減のため、原則窓口での支払いが発生しない現物給付としているが、窓口負担の2分の1助成などの場合では医療機関が受給者と市へ2分の1ずつ医療費を請求することが実務的に困難なため、償還払いしているとの答弁。

議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、委員より、補正予算書46ページ、15款2項6目商工費県補助金の新型コロナウイルス感染症対策協力金の補助予定数と実績数、予算減額した理由はとの問いに、休業協力金の補助予定数は271件、実績数は177件、減額理由は、愛知県が何らかの統計データで算出した件数であるため、実際の休業件数とは相違したとの答弁。

同委員より、補正予算書52ページ、2款1項15目の行政情報通信事業の通信運搬費286万9,000円の増額理由はとの問いに、大きな理由としては、例えば今まで手渡しで渡していたものを郵送に変更したなど、コロナ禍の影響を受けたためとの答弁。

同委員より、補正予算書66ページ、4款2項1目ごみ減量・リサイクル推進事業の指定袋手数料徴収業務委託料55万2,000円の増額理由はとの問いに、コロナ禍において家庭ごみの量が増え、指定袋の販売枚数が増加したためとの答弁。

同委員より、補正予算書68ページ、7款1項2目の中小企業支援事業高浜市信用保証料補助金2,000万円の減額理由はとの問いに、国・県においては実質無利子などの融資制度を行っており、借入れ時の経費負担の少ない制度を事業者が選択したためとの答弁でした。

議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、委員より、補正予算書100ページ、7款1項1目一般被保険者保険税還付事業の過誤納保険税還付金91万9,000円の増額理由はとの問いに、令和元年分のコロナ減免による還付金などの実績見込みによる増加との答弁でした。

議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、限られた財源の中で持続可能な制度として現行制度を維持・継続させていくことが課題と考え、これ以上の拡充については慎重に検討すべきとして反対。

他の委員より、国や県への要望については特に問題はないが、市への要望については歳入歳出のバランスを考えると難しい点もあるため、趣旨採択との意見がありました。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第83号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号は、挙手全員により原案可決。

陳情第7号は、趣旨採択を入れて採決したところ、挙手なしにより不採択。

以上が、総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、杉浦康憲議員。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 登壇〕

○福祉文教委員長（杉浦康憲） では、御指名をいただきましたので、去る令和2年12月16日午

前10時より、委員全員及び市長をはじめ関係職員出席の下開会されました、福祉文教委員会において、付託された議案10件、陳情5件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について、委員より、どうして延長されるのでしょうかとの問いに、新型コロナウイルスの影響で、市民の意見をしっかり聞く会議が開けないので、1年延長して市民の意見を聞くためとの答弁。

次に、議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について、委員より質疑ありませんでした。

議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、委員より、高取公民館を廃止してコミュニティプラザに転用することで貸館業務だけになるのか、また公民館で行われてきた社会教育活動はどうなるのかとの問いに、プラザ化に当たり、公民館事業とまちづくり協議会の事業の統廃合については、実施事業の経緯や思いも含めて検討している。公民館があるから社会教育事業ができるのでなく、運営者が時代の変化に合わせて住民が参加しやすい形へと見直すとの答弁。

議案第79号 高浜市やきもの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について、委員より、指定期間の延長の手続は、通常の募集に準じた手続が行われたのかとの問いに、通常の募集と同様に、資格要件に適しているかの一次審査、運営方針や体制、予算を含めた事業計画等の提案内容を評価する二次審査、いわゆる指定管理者の選定評価委員会によるヒアリング審査を実施との答弁。

議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について、委員より質疑はありませんでした。

議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について、委員より質疑はありませんでした。

議案第82号 事業契約の変更について、委員より質疑はありませんでした。

議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、委員より、市制施行50周年の記念事業は、全体事業費に対して寄附金と一般財源がどのように充てられているのかとの問いに、現時点では全体事業費は2,945万4,887円。財源内訳は、寄附金が12月1日時点で1,660万1,107円。一般財団法人の地域活性化センターから瓦モニュメント製作に200万円の補助金を活用し差し引くと、一般財源1,085万3,780円、との答弁。

委員より、補正予算書の79ページ、10款5項2目と5目、生涯学習機会提供費と文化事業費。委託料で、女性文化センターとかわら美術館の基礎調査業務委託料が減額補正だが、どのような

調査結果なのかとの問いに、女性文化センターは躯体に大きな問題はないが、屋根防水機能が一部低下。緊急性はないが計画的な修繕が必要との結果。設備では空調機の更新が必要との結果より、補正予算で、空調機器更新工事の設計業務委託料の債務負担行為補正を上程。かわら美術館についても、躯体に大きな問題はないが、屋根防水機能の低下、外壁タイルに一部浮きとの結果から、緊急性はないが、計画的な修繕が必要との答弁。

議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、委員より質疑はありませんでした。

陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、委員より、人材確保は賃金だけで解消できるものではないこと、そして全国一律でなく行うのであれば賃金が低い地域から始めるべき。全国一律は財源が厳しいと考え、この本陳情には反対。

陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、委員より、コロナウイルスの影響で衛生資材の不足や対応により、利用者のメンタルケアなど現場の厳しさに拍車。また、利用者のサービス控えより雇用契約時間が確保されずに賃金保障がない報道もある。国に介護従事者の賃金の底上げを図り、安全、安心の介護体制を確保するために、この陳情には賛成。

委員より、国は介護職員処遇改善加算を創設して、技能経験のある介護職員の処遇改善を行っている。職場環境を改善した事業所に加算される仕組みは、職場環境の改善や職員のやる気につながり、介護の質の向上にもつながると考えており、一律に最低賃金を設けるこの陳情には反対。

陳情第6号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、安心できる介護保障、また高齢者福祉施策の充実、危険を招きかねない一人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正。また、予防接種に対する助成など、施策拡充についての要望に賛成。

委員より、障害者控除の認定は、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、介護の手間のかげ具合を判断するのが要介護認定である。全ての要介護認定者に認定書や申請書を個別送付は適切ではないと考えるとともに、高浜市では十分に配慮がされており、この陳情には反対。

陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について、委員より、人材不足は深刻な状況だが、陳情項目に職員は増員。患者、利用者の負担は軽減と矛盾しており、この陳情には反対。

委員より、新型コロナウイルス感染対策の教訓を得て、国民の命や暮らしを守り、経済活動への影響を抑え込むために、医療や介護、福祉や公衆衛生施策の拡充は重要だと考え、この陳情には賛成。

陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情について、委員より、サブアリーナの供用開始は来年1月4日からで、まだ実際の利用がなく、分割設定を

半分か3分の1かなどは運用されないと分からず、まずは利用状況を踏まえて検討すべきであると考え、この陳情には反対。

委員より、体育センターからサブアリーナに移すことで7割から8割ぐらいの面積しかなく、使う場合に不便。また値段も高くなっており、この分割の使用の件は賛成。

委員より、この陳情事項はあまりに特定の施設、特定の団体によるものであります。市内の様々な施設の利用の見直しや、市民の利便性、利用者に対するサービスの向上等でなく、特定過ぎること。また利用料は、税の公平性から、受益者負担というところと、この新たな施設は今まで以上にスポーツに適した環境が作られており、この陳情には反対。

委員より、条例も可決したばかりで、実際の使用もされていない。ただ、心配も分かりますので、利用状況を見て考えていただきたいので、趣旨採択との意見がありました。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第75号、議案第76号、議案第77号、挙手全員により原案可決。

議案第78号、挙手多数により原案可決。

議案第79号、挙手全員により原案可決。

議案第80号、議案第81号、挙手多数により原案可決。

議案第82号、議案第83号、議案第85号、挙手全員により原案可決。

陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第8号、挙手少数により不採択。

陳情第9号は、趣旨採択を入れて採決をしましたが、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要、結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で福祉文教委員会の報告を終わります。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第79号 高浜市やきもの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について、反対討論をいたします。

この議案は、指定管理期間を2年延長するという事となっておりますが、かわら美術館は、第6次高浜市総合計画アクションプランによると、来年度から新たな形態等による運営開始となっ

ております。また、令和2年度公共施設推進プランによると、平成28年度から令和2年度の5年間で在り方を検討し、令和3年度から民間譲渡、機能変更となっています。長期財政計画によると、事業費の見直しが5項目あり、かわら美術館の事業費が平成29年度から令和2年度までが予算1億300万円であったものが、来年度からは予算が6,000万円となっています。しかし、本議案が可決されれば2年間は指定管理期間を延ばすこととなり、予算の大幅な減額はできません。

先日の総括質疑において、内田部長は、長期財政計画について一定条件下のシミュレーションと言われましたが、長期財政計画策定の目的にはこのように書かれています。「長期財政計画は、箱物施設やインフラ施設といった公共施設の老朽化問題に対して、施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施するために作成された、高浜市公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画である。また、高浜市公共施設マネジメント基本条例の第4条第3項において、市の役割として公共施設総合管理計画と連動した長期の財政計画を作成することとしている。この長期財政計画は、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことを目的として策定するものである」。このようにうたわれている以上、長期財政計画に基づいて公共施設の複合化が行われているのではないのでしょうか。

多くの市民が市内唯一の劇場型ホールを兼ね備えた中央公民館の存続を望んでいたわけですが、高浜市の公共施設の在り方を考える市民説明会において、「平成26年度の財政見通しでは平成38年までに貯金がなくなり、公共施設の整備が実施できなくなる。財政的な担保を確保するための対策の一つとして、中央公民館の機能を高浜小学校へ移転する。そのために取り壊しはやむを得ない」と説明しています。

多くの市民が存続を求めた中央公民館を取壊す一方、かわら美術館は引き続き同じ事業費で指定管理を継続することは、市民の理解を得られるのでしょうか。同じ事業費で指定管理期間を2年間延長することは、年間4,000万円掛ける2年間ということで、計画より8,000万円歳出が増えます。たかはまこども園の土地を土地開発公社で購入するための費用約3,800万円もあり、長期財政計画の改定後約1億1,800万円の支出が増えることとなります。

このように、多くの新たな支出がある中で、コロナ禍による税収減が2億円以上になると副市長は高浜市総合計画推進会議等で発言しています。長期財政計画によると、財政調整基金が10億円を下回った場合、行政改革に着手し、抜本的に経費の削減を図り緊急に対応すると書かれています。

また、令和4年度には財政調整基金が13億円になると書かれていることから、コロナによる税収減とかかわら美術館の指定管理の継続、そして新たな土地購入により、このままでは財政調整基金は10億円を下回ると予測されます。長期財政計画を早期に見直し、財政的に成り立つということが示されれば指定期間の延長も考えられますが、それが示されない今、無責任に議決することはできません。

また、この間6,000万円でかわら美術館をどう運営していくのか、案すらも議員に示されてきていません。文化スポーツグループの部署をかわら美術館事務所に移し、施設管理を行い、今いる学芸員の職員が地域や学校と密に連携を取りながら市民に身近な企画を行うなど、運営方法について事業をかけずにできる方法は幾らでも考えられます。この5年間という期間でどう検討してきたのか全く分かりません。

以上をもって、議案第79号には反対討論とさせていただきます。

なお、この議案の総括質疑において、内田部長より、高浜小学校の面積が1,000平米増えたという答弁がありました。この件を調査したところ、平成30年3月15日の公共施設在り方検討会での資料でそれが示されております。高浜小学校の面積が増え、建設費も増えていることは、平成28年以降市民説明会が開催されていないため、市民に周知されていません。公共施設総合管理計画に基づく複合化の検証をしっかりと行い、市民説明会を行うことを求め、議案第79号の討論を終わります。

引き続き、議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について、反対意見を申し上げます。

議案上程理由として、今年4月に図書館を考えるフォーラムの開催が、新型コロナウイルスの影響によりできなかった。そして来年1月から広報を通じて連載を始めるなど、様々な工夫を模索しながら検討を進めていくと答弁されております。

しかし、先ほどのかわら美術館同様、第6次高浜市総合計画アクションプランでは、昨年度の後半には在り方検討が終わっており、今年度の前半には移転先が決定され、現在は移転先改修工事及び機能移転準備が行われていなければいけない時期となっています。また、平成29年度のこども未来部長の実行宣言では、平成30年3月までに図書館の在り方をまとめるとなっていました。が実行されず、平成31年3月まで、そして令和2年3月末までと先延ばしにした挙句、令和2年度のこども未来部長の実行宣言では、今年12月までにまとめることになっています。いつまでたっても今後の在り方についてまとめたものが出てきていませんが、これを職務怠慢と言うのではないのでしょうか。なので、今年4月に図書館を考えるフォーラムができなかったことや、新型コロナウイルスの影響による指定管理期間の延長という理由は成り立ちません。

今年9月7日開催の全員協議会では、図書館機能移転支援業務委託報告等について、業務委託料249万7,000円をかけた報告がありました。この報告書では、かわら美術館への移転案、いきいき広場への移転案、そしてかわら美術館といきいき広場の2か所に分散移転する案の3案が示されました。配架図書、いわゆる書架に配置する本が8万冊あるところを、いきいき広場への移転プランでは8,663冊、わずか10%余りしか配置できません。同様に、かわら美術館プランでは1万4,228冊、窯場を含んでも2万108冊、最大25%しか配置できず、併用プランにおいても最大2万3,679冊、30%弱しか配置できません。

また、配置できない本はどこに保管するのか全く示されていませんし、郷土資料館の移転先候補も示されていません。また、いきいき広場に移転した場合、移転先の第2マシンスタジオもどうなるのか検討中と市は答弁しています。

このような計画について、私の周りの市民は、誰一人納得しませんでした。逆に「委託料約250万円を税金で使ったのにこのような報告はあり得ない」といった声ばかりでした。ばらばらの施設で運営していくことになれば、人件費がよりかかることとなります。

文部科学省は、これからの図書館像で、地域におけるこれからの図書館の在り方について、冒頭にこのように述べています。「図書、雑誌、新聞の出版物は、現代社会における知識と文化の有力な流通手段であり、将来、人類の文化遺産となる。これらの様々な出版物を収集、保存し、様々なサービスを通じてすべての人々に提供する図書館の基本的役割は今後も変わらない」。以下続くのですが、このように国が示し、文化の核ともなり得る図書館について、施設を分割した運営は図書館機能を軽視していると言わざるを得ません。

また、文部科学省は、図書館施策の在り方として、図書館を管理する教育委員会は、教育施策、生涯学習施策の中で、図書館運営の方向を示す必要があるともうたっております。刈谷市立図書館や碧南市立図書館は、今でも市が直接管理運営を行っています。高浜市では、図書館司書が配置されている学校は高浜小学校と高浜中学校の2校のみです。高浜市立図書館の運営を市が直接行えば、市立図書館の司書と学校司書がタッグを組み、教育現場においてよりよい図書環境を作ることも可能です。

田原市では、市が直接管理運営する中で図書館が市の核となり、市民に愛される図書館として多くの市民ボランティアと一緒に市民と作り続ける図書館運営を行っております。高浜市でも安易に指定管理の継続をするだけでなく、市にとって図書館をどう位置づけるのかしっかり検討し、運営方法を考えるべきです。図書館の機能移転先が決められないのであれば、今の場所において市の管理運営を行うことを要望し、反対討論といたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、4番、神谷利盛議員。

〔4番 神谷利盛 登壇〕

○4番（神谷利盛） それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第78号、議案第80号、議案第81号について、まとめて賛成討論をさせていただきます。

まず、議案第78号について。議案第78号は、高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、高取公民館を廃止し、高取ふれあいプラザへと転用するための議案であります。公民館のふれあいプラザへの転用につきましては、市内で3か所目となります。さきにふれあいプラザへと転用した高浜南部第2ふれあいプラザ及び翼ふれあいプラザについては、公民館時代に

築いてきた社会教育活動への思いや活動を時代の流れに合わせて見直しながら、まちづくり協議会の活動に統合されてきております。また、施設の管理についても、それぞれのまちづくり協議会において地元ならではのアイデアを出していただきながら、地域に密着したサービスの充実と利用率の向上のための工夫を図りながらの管理運営をいただいております。

こうした実績からも、高取公民館を高取ふれあいプラザへと転用し、組織の統廃合を行っていくことで、従来からの社会教育の場としての利用だけではなく、地域コミュニティの育成、生涯学習活動など、まちづくりの活動の拠点としての総合的に活用していくことで、高取小学校区全体のまちづくり活動の活性化、活動拠点としての利便性向上につながると考えられることから、本件に対しては賛成いたします。

引き続き、議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について。

本議案は、コロナ禍の下、図書館機能移転に係る市民意見交換の場を設けることができなかったことに伴い現段階では機能移転先が確定していないこと、また図書館機能移転調査の結果から移転に当たっては改修工事等の準備期間が必要であることから、指定の期間を令和3年5月31日までから令和5年3月31日までに変更し、期間を1年10か月延長するものであります。

指定管理者である株式会社図書館流通センターは、本市が図書館及び郷土資料館に平成21年度に指定管理者制度を導入して以来、約12年間の運営実績があり、コロナ禍においても休館の影響を少なくするための努力がなされております。また、通常の募集時と同じように指定管理者選定評価委員会によるヒアリング審査を実施した上で期間延長をするものと聞いております。新たに指定管理者を求めるには期間が短いことを鑑みると、機能移転が行われるまでの期間、現在の指定管理者が継続して運営することが、影響もなく効果的に運営ができることから、期間を1年10か月延長することは適切と考え、本議案に対しては賛成といたします。

引き続き、議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更についてであります。

本議案は、議案第78号の高取公民館を高取ふれあいプラザに転用することに伴い、高取まちづくり協議会が施設を管理運営するために、高取公民館の指定管理期間を令和3年3月31日までに変更するものであります。この議案については賛成とさせていただきます。

以上をもって、議案第78号、第80号、第81号についての賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 神谷利盛 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論をいたします。

議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について。

この条例は、高取公民館を廃止してコミュニティプラザに転用するというもので、第81号はその関係で指定の変更をするものです。併せて討論いたします。

公民館を廃止してしまうと、今後は貸館業務だけになるのではないかと、公民館の社会教育主事を中心とした活動などはどのようになるのか。役員のみ手がないと聞くが、地域で本気でなり手を探したのかどうか。男性の役員が多いと思うが、女性の役員が公民館の運営にいてもいいのではないかと質問をすると、プラザ化に当たっては検討してきているが、社会教育事業ができていないのは実際運営している、活用している人がいるからと。プラザになるとできなくなることはないと言われましたが、やはり専門家がいて進めていくのと内容が違うと考えます。さらに、役員のみ手がないからと、簡単に公民館とまちづくり協議会を統廃合することについて、地域で人をしっかり探したのか、不十分ではと考えます。簡単に統廃合するべきではありません。

以上、理由を述べて反対します。

第79号 高浜市やきもの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について、常任委員会では賛成しましたが、しっかり考えたところ賛成できませんので、反対します。

理由は、以前かわら美術館は公共施設管理計画の中で検討するとされたと思います。しかし、今回指定管理者の期間を延期することですが、安易に延長するのは問題を先送りにするだけで、高浜市のような財政力の小さな自治体が博物館・美術館を持っているのは問題です。優先すべき課題としてどうするのがよいのか、来年3月が指定管理者の指定の時期で、答えを出すと言ってもこれまでにまとまらないのですから1年ぐらい間を置くのはやむを得ないとして、市民の考え方、市民の意見も聞いて検討すべきです。

この施設を有効利用するためにはどうするのがいいのか、急いで検討すべきです。例えば、場所は多少偏っているとは思いますが、図書館として有効活用するのも1つの考え方と考えます。何よりも本を選ぶ、本を読むのは市民です。市当局だけで決めないことで、市民にきちんと聞くことが大事ではないでしょうか。

以上、理由を述べまして反対といたします。

第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について。

新型コロナウイルス感染拡大で、指定管理者の指定を延長するというものですが、図書館は図書館法第17条の無料原則が貫徹しており、収入を得ることは許されていません。したがって、委託管理料の減少に結びつくことはなく、図書館は指定管理者制度の主要な目的に沿わないのです。

さらに、図書館は、地方教育行政法第30条に基づく教育機関です。教育機関は「教育委員会の管理の下、自らの意思をもって継続的に事業運営を行う機関」とされています。司書職制度はそれを支えるために重要な意義を持っています。

図書館の管理運営の基本には、日本図書館協会が1954年に定めた「図書館の自由に関する宣言」があります。資料の収集、提供などを確実に実施するためには必要なことです。

もともと、指定管理者制度は図書館になじまないものです。これは過去に文科相や総務相も同じような指定管理者制度はなじまないと認める発言をしています。管理運営を民間企業に丸投げする指定管理者制度は、政府も認めたように図書館には適しません。しかし、現場で徹底されていないことに問題があります。

図書館サービスは図書館職員によって支えられていますが、その仕事を支えている司書は図書館業務に専念できる体制、豊かな経験を蓄積できることが図書館サービスの要です。本来継続的な仕事は常勤職員でカバーすることが原則で、国も常勤化などの検討が必要と答弁しています。利用者の調べたい、知りたいことについての的確に捉え、資料、情報を提供するなどのお手伝いをする、資料相談、レファレンスサービスはますます求められています。読書や資料の利用に障がいを持つ人たちに情報アクセス権を保障することも図書館の大事な役割です。図書館員にはこうした多様なサービスを支えるスキルが期待されていますが、正規でその仕事をできるように保障されているのか問題です。

図書館は、皆さんの知りたい、調べたいを保障することが役割です。生活、なりわい、学業のためには、資料、情報は欠かせません。図書館は生存権の文化的側面である学習権を保障する機関です。機能を果たすために欠かせないことは、その管理運営の仕組みで、そうした仕事を具体的に担うのは専門職である司書です。司書には資料、情報を自ら適切に選択できるように利用者に協力、支援するなどの役割があります。

指定管理者の指定の変更についての議案ですが、延長ではなく直営に戻すべきだと考え、反対いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について意見を申し上げ、賛成といたします。

今回の補正予算の内容は、コロナ禍による事業の中止による減額、委託料の増額、補助金の追加補正、コロナ対策費用など、必要経費について補正予算が計上されており、特に問題はないと考えます。ただ1点、小学校及び中学校手洗い自動水栓化工事費における総括質疑及び委員会での答弁について問題があると感じたため、意見を申し上げます。

今回の補正予算での自動水栓化は、幼稚園・保育園においては予算化されておられません。委員会において、「園では保育士の見守りの手洗いや消毒が行われており、小学校と違い感染防止対策が行われている」といった答弁がありました。しかし、幼児期において手と手をこすり合わ

せて洗い、水で石けんを洗い流した後、蛇口をしっかり洗ってから蛇口を閉めるといった行動を、全幼児ができているのでしょうか。一人一人見ていては時間がかかり過ぎるため、何人かを一度に見て指導することと必然にならざるを得ないので、保育士が指導することにも限界があります。保育現場では、余裕のない中さらに感染症予防対策をしていかなければならないので、保育者の負担が増えているとお聞きしています。国から今後地方創生臨時交付金が再度下りてくる可能性が高いので、ぜひ予算計上して自動水栓化をしていただけるよう求めます。

また、小・中学校の手洗いに関しても、今後大規模改修を行う学校に関しては、今回トイレの自動水栓化工事は行われれないという答弁でした。トイレで用を済ませた生徒は廊下に設置された自動水栓を使っての手洗いの遂行を指導していただき、感染症予防対策をお願いいたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して賛成討論をさせていただきます。

陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

同じライセンスでありながら、働く地域によって初任給の月給が看護師で約11万円にもなる地域格差の実態があります。本来公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大き過ぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安心・安全な職員体制や医療・介護現場で働く労働者の改善は国の責任で行われるべきです。

反対意見として、「人手不足や人材不足は賃金だけでは解消できない。現に就業している看護師の定着や離職防止に重点を置いた施策・対策を進めるべき」の声がありました。しかし、最低賃金が上がらなければ全体の処遇も上がりません。だから特定最賃の新設を求めています。国に対する意見書の提出を求める陳情ですので、賛成いたします。

陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保、離職防止対策は喫緊の課題となっています。今般のコロナウイルスの影響で、衛生資材の不足、コロナ対応により消毒や利用者のメンタルケアなどの業務増など、現場の厳しさに拍車がかかっています。また、利用者のサービス控えから雇用の契約時間が確保されずに、賃金補償がされない事態なども報道がされています。本来介護施設等の安心・安全な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきなのに、事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠したままです。

反対意見として、技能経験のある介護職員の処遇改善を行っているとか、一律に最低賃金を設ける場合と比べて職場環境の改善や職員のやる気にもつながり、結果、介護の質の向上にもつな

がるので反対との意見がありましたが、一部の職員や条件をつけては処遇改善を行っている現場の実態から言うと、利用者さんの数や内容によって処遇改善ができない場合もあります。だからこそ、この陳情が出されたのだと考えます。

そこで、国に介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の特定最低賃金を新設することという意見書を提出する陳情に、賛成いたします。

陳情第6号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情。

安倍政権の下で、社会保障予算は2013年度以降の7年間で4.3兆円もの削減を強いられ、2020年度以降もさらなる負担増や給付削減の計画が進められようとしています。介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」、「ケアプラン作成の有料化」などは、今年度は国民の反対により強行できませんでしたが、2021年度以降進められようとしています。住民・市民の命と暮らしを守るために、安心できる介護保障についてや高齢者福祉施策の充実、利用者にとって危険を招きかねない一人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。また、予防接種に対する助成など、施策拡充についての要望に対する意見書を提出するよう求める陳情ですので、日本共産党として賛成いたします。

反対意見として、「介護保険料は第7期を見ても基金の取り崩しを見込んで算定、所得段階は17段階、低所得者段階の倍率も国の基準以下に設定」との意見がありましたが、基金の取り崩しは不十分です。17段階はもっと段階を増やしてと考えます。国の基準以下に設定との意見は、高浜市は国の基準を上回って第1段階は0.25倍、近隣市町では刈谷市、安城市、碧南市など5自治体で0.2倍とより低く設定しています。このことを見ても施策拡充についての要望に対する意見書を提出するよう求めるもので、賛成いたします。

陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情。

意見陳述でもあったように、高浜市の国保税は、医療分・後期支援分の合計で平均保険税が年間10万3,672円と県内で3番目に高い状況にあります。一方で、一般会計からの繰入れは1,478円で県内45位と低い現状であります。市独自の努力の余地がまだまだあります。誰もが払える国保の保険税にしてくださいというものです。

また、18歳までの子供の均等割の減免については、国保は協会けんぽと比べて所得に対する保険料の割合が約2倍と高く、しかも多人数世帯ほど高くなります。これは世帯員数に対して賦課する均等割があるためです。18歳までの子供は均等割の対象とせず、当面一般会計による減免措置を設けるようお願いしています。この減免措置は一宮市で実施されていましたが、田原市・大府市、設楽町でも減免を実施しています。高浜市でも実施を検討してくださいというものです。

反対意見として、国保では市独自で一般会計の繰入を行うことは、市の財政を圧迫することになるからと言われましたが、保険税は県内で3番目に高く、繰入れは54自治体中45位では余りに

も乖離しています、差があると考えます。

福祉医療制度については、県の助成基準を上回っている状況だから反対と言われました。入院・通院とも自己負担なしで18歳の年度末まで実施している自治体が7自治体、入院について見ると、24歳までを対象としている自治体が合計28自治体で、県内自治体の半数に達しています。通院では小学校就学前までしか助成していない愛知県の制度を拡充することを含め、高浜市独自の制度拡充をということですので、賛成討論といたします。

併せて、国に対する要望書の提出ですが、全国知事体や全国市長会なども国保税引下げについて、市町村独自の努力では限界があるということで、国保負担の抜本的な引上げを国に要望しています。

陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情。

2020年の新型コロナウイルスによる感染爆発は、日本国内でも大きな影響を広げ、経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊なども報道され懸念されているところです。

今回のコロナの経験から明らかになったことは、感染症病棟や集中治療室の大幅な不足、それらを担っている公立・公的病院の重要性、医師、看護師、看護職員の人員不足、保健所の不足問題です。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民の命や暮らしを守るためにも、新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉や公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。看護職員の離職はコロナ第1波の際、指定医療機関で約2割あったと実態調査が発表されました。

陳情項目に書かれている5つの項目はどれも重要と考えます。国に意見書を提出するよう要望している陳情ですので、賛成いたします。

陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情。

この陳情は、高浜ラージボールクラブの方たちが、卓球やバドミントンなど利用者を代表して、サブアリーナの使用に1団体1競技に限定されているところを、「半面、さらに3分の1使用」の分割設定をしてくださいというものです。

これまでの体育センターでは、半面使用で1人1時間750円で行っていましたが、サブアリーナでは全面使用ですので、2人しか使用していなくても1人1,320円かかります。それでは不経済でもありますし、空いているところをほかの方も使えるようにしてほしいという要望です。

武道館は一人でも1時間60円で利用できるようになっています。サブアリーナを見てみると、バドミントンは3面ありますが、2面でもほかの人も使えば費用も安く済みます。サブアリーナは今までの体育センターより狭いのですから、少しでもみんなが使うことができるようにすべきではないでしょうか。

従来分割使用ができました。メインアリーナも半面使用が可能になっています。サブアリーナ

も分割使用ができるようにするべきです。

以上、分割使用設定を希望する本陳情に賛成いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時4分休憩

---

午前11時14分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） それでは、議長のお許しを得ましたので、陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情について、反対の立場で意見を申し述べます。

サブアリーナの使用料に、半面もしくは3分の1の分割設定をとのようですが、サブアリーナの使用料については、本年6月定例会で可決されたものでございます。審議の過程におきまして、分割設定に関する意見や質疑はありませんでした。また、このサブアリーナの供用開始は来年1月4日からであり、まだ実際に利用が行われておりません。コロナ禍で説明会が行えなかったということでしたので、今後利用が始まってから使用料の分割設定をとのようですが、仮に設定するにしても、半面がよいのか3分の1の面がよいのか、どちらがよいのかとどのような設定にするかというのは利用内容によって異なると考えられます。

運営に関して改善すべき点があるのであれば、まずは利用状況を踏まえて検討するべきであると考えます。ですから、この陳情には反対をいたします。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 陳情第9号について、賛成意見を申し上げます。

まず、6月議会の条例制定において、サブアリーナの分割利用について協議を行わなかったことは、市民の声を反映していく議員の立場として非常に反省しております。今回の陳情に対し、北川議員は、「陳情事項があまりに特定の施設に対して特定の団体によるものであるというところで、議会で議論する事項としてはいかなるものかという感覚があります。市内の様々な施設利用の見直しであったりですとか、市民の利便性、利用者に対するサービスの向上、そういった大局的な部分からそういったものが陳情のテーマとして上げられているのであればともかくとしましても、今回のように特定過ぎるものに関して陳情というのは、やはり違和感を覚えてなりません」と福祉文教委員会において発言しています。

まずもって、この発言は憲法違反となります。憲法第16条において誰もが請願をすることが保障されており、また16条における規則の制定、改正、または廃止における請願に値するもので、全く問題がありません。また、神谷直子議員が陳情内容について福祉文教委員会で発言されています。その中で、夏休みの中高生の利用は一般開放事業ということでしたが、半面しか利用しない団体や個人がいた場合、空いているスペースを一般開放事業として小・中・高生が利用できればより有効的な活用ができるのではないのでしょうか。

また、利用料について、1平米当たりの施設利用料金は倍にならないことも神谷議員は発言しております。陳情書をしっかり熟読し、また陳情団体にも確認したところ、体育センターでは半面利用の方は今まで1時間750円でしたが、サブアリーナでは全面利用しかできないので1時間1,320円となってしまいます。平米当たりの利用料を問題視しているのではなく、実際に支払う使用料金について問題視していることが分かります。

また、刈谷市北部生涯学習センターについて、700平米で卓球台の使用は6台可能、230平米では3台での使用実態があると神谷議員は意見しています。私が刈谷市北部生涯学習センターに問い合わせたところ、この施設には6台しか卓球台がないこと、また分割使用の場合ほかに卓球台を使う団体がなければ3分割利用でも自由に卓球台は6台まで利用できることが確認されました。

実際に、高浜市体育センターでは、半面を借りて卓球台7台でプレーをされているとのことですが、3分の1の面積でもプレー可能であることが確認されました。体育センターでは半面利用ができたため、一度に2団体または個人が利用できていましたが、サブアリーナでは1団体または個人の利用でしかできません。平日の日中のメインアリーナは、学校が優先になるため使えません。

高齢者人口は今後増えることが明らかな中、一人でも多くの市民が利用可能とするために、半面または3分割利用の設定は行うべきです。また、受益者負担についても今回の改正により使用料金を安くしてほしいという陳情ではなく、利用設定を分けてほしいという陳情です。利用者が利用しやすい料金設定を行うことに何の問題もないと考えます。したがって、供用開始前に市民のニーズに応じた柔軟な利用体制を設定することを求める本陳情に賛成いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 陳情第9号、サブアリーナの使用規約に分割使用の設定追加をお願いする陳情について、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、反対の討論をさせていただきます。

この陳情が提出される前に、各議員に依頼文が送られてまいりました。そこには陳情内容と同じようにサブアリーナの分割利用ができるようにと書かれておりました。もちろん、発送された

方は陳情と同じラージボールクラブの方であります。

我々市政クラブの議員も、行政当局とその点についてお話をさせていただき、回答をいただきました。回答の内容としましては、今後の利用状況等を踏まえ考えていくとのございました。その旨をラージボールクラブの方にも状況等説明をさせていただき、回答をさせていただいております。

新しく建てられた高浜小学校のサブアリーナは、確かに賛成される議員が言われるように、現在の高浜市体育センターの持つ機能の代替施設という部分も含まれますので、行政当局におかれましては、今後の利用状況による利用者の声を踏まえ、しっかりと検討していくことをお願い申し上げます。

しかし、今回の陳情書には近隣市との比較や、現状の市内公共施設との面積比較も含めて書かれております。議会の一般質問でも何かにつけて近隣市と比較して意見を述べられる方がお見えになります。全てが全て近隣市と比較して結論を導き出していいというふうには、自分は考えておりません。高浜市は高浜市であり、他市は他市であります。人口も違えば財政状況、抱える課題も違います。何でも近隣市町と比較すればいいというものでもありません。高浜市には高浜市の課題があり、将来の財政安定化のために公共施設の総量圧縮にも取りかかっております。

確かに、近隣市町と比較することが大切なときもあります。しかし、今回対象とされている公共施設も違います。将来の財政状況を踏まえて動いている公共施設の維持管理と併せての体育センターの機能移転でもあります。

公共施設には様々なものがあります。陳情が出たから陳情どおりやりなさいではなく、しっかりと高浜市の置かれている状況と公共施設の利用状況を踏まえて判断していくことが将来の市民に対しても一番いい判断となると考えております。近隣市との比較に基づく陳情に安易に賛成をするのではなくて、行政当局には、先ほども話をさせていただきましたが、しっかりと今後の利用状況を引き続き調査していただきますようお願いをさせていただいた上で、今回の陳情には反対とさせていただきます。

以上です。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、11番、北川広人議員。

〔11番 北川広人 登壇〕

○11番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、まず初めに、陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情、陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情、陳情第6号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情、陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情、陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について、関連上

一括で反対討論をさせていただきます。

まず、陳情第4号でありますけれども、看護師の賃金の底上げ、最低賃金の創設を求めるものでありますが、賃上げをするだけでは将来にわたる人材の確保や体制強化につながるとは考えにくいというふうに思います。また、安易な賃上げや最低賃金の創設により、病院や診療所などの経営悪化につながりかねないとも考えます。よって、反対とさせていただきます。

次に、陳情第5号でありますけれども、陳情第4号と同等の部分もございますけれども、国はこれまでも介護職員処遇改善加算を創設して、キャリアパス整備や職場改善に取り組む事業所の加算率を上げて、結果として介護職員の賃金向上につながる施策を行ってきております。技能経験のある介護職員の処遇改善がしっかりと行われているということになりまして、このような現行の仕組みというのは一律に最低賃金を設けるのと比べて、職場環境の改善や職員のやる気にもつながっているというふうに思います。結果としては介護の質の向上にもつながるというふうに考えます。

また、介護施設等の経営圧迫につながりかねない賃金の賃上げや、最低賃金の創設に関しましても、反対とさせていただきます。

次に、陳情第6号ですけれども、特に安心できる介護保障における介護保険料、利用料についての区分に関しまして、高浜市では第7期の介護保険料については基金の取崩しを見込んだ算定をされております。先ほど賛成討論でも触れておられましたけれども、基金はあるだけ取り崩せばいいというものではありません。将来にわたってしっかりとこの保険制度がつながっていくことが大事であります。あるからそれを取り崩してとにかく安くしろという乱暴な考え方は、決して許されるものではないと思います。

所得段階は県内トップの17段階となっております。この段階を幾ら増やしても、決して全ての方々に恩恵が行き渡るわけではありません。介護保険のもともとの考え方、これは介護を受ける方のためのものというよりも、その家族がしっかりと生活を維持できるように、ふだんの暮らしがしっかりと維持できるようにというところが基本です。だから保険なんです。使った方々からは誰一人文句を聞いたことは私はありません。使わなかった方はそれが幸せだと思う、それが介護保険の精神ではないかなということを思っております。よって、この陳情には反対とさせていただきます。

陳情第7号でございますけれども、国保の改善であります。これに関しましては平成30年から広域化となっております。しかしながら、非常に財政運営の責任主体である愛知県というふうになったにしても、維持していくためには、制度維持としては非常に難しい部分が多々あります。今後も国の責任において確実に財政支援が実施されることが大変重要だということを訴えさせていただくとともに、市単独で国民健康保険税を引き下げるために一般会計から繰入れを行うことは、市の財政を圧迫するだけではなくて、いずれは皆保険制度を維持させること自体に大きな

影響が生じかねないというふうに考えます。一般会計からの繰入れについては、法令等に基づく繰入れを行うことが原則である、これをしっかりと守っていただきたいということを思っております。よって、この陳情には反対とさせていただきます。

次に、陳情第8号でありますけれども、愛知県においては、これまでも医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な医療を提供できております。今後も現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備えさらなる強化に取り組んでいるというふうに考えます。検査体制においても、診療検査医療機関を指定するなど、発熱患者がかかりつけ医の医療機関に直接電話相談の上、診療検査を受けられる体制が取られております。

また、保健所業務の支援のために、必要に応じて県内市町村の保健師等の応援を募るなど、体制整備を行っております。よって、この陳情に対しては反対とさせていただきます。

最後になりますけれども、陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど触れられておりましたけれども、この陳情においてはこの陳情自体、項目があまりに特定の施設の特定の利用に対するものであり、議会で陳情事項として議論するには違和感があると言ったのは事実であります。現実的に市内の様々な施設の見直し、利用見直しであったりだとか、市民全体の利便性、サービス向上の観点、これを大局的なテーマで議論すべきだなどということをいまだに思っております。

先ほど名指しで憲法違反と言われましたけれども、請願に関しては確かに憲法で保障されております。今回はこれ陳情ということで、それに対して陳情を出したことがいけないとか、陳情に対しておかしいということを行っているわけではありません。陳情の中身についての話をさせていただきただけでございますので、あのような言われ方に対しては遺憾に思います。

それから、先ほどどなたかの討論でもありましたけれども、本格運営がなされていないというところ、これが一番重要な部分であります。市民の本格利用が始まって、その利用状況を見て分析をしてから検討していく、これが望ましいというふうに思います。今までの施設と同じ施設ではありません。違う施設であります、場所も違います。それによって利用の仕方が変わってくる可能性というのは十分考えられます。

それから、半面利用とか分割利用とかをした場合に、1面利用したい団体が使えないという事態が起きます。だから、片方側からの意見ではなくて、利用される方々それぞれの意見をしっかりと伺って、そして本格利用後の部分の中で検討していただきたいというふうに思っております。

それから、利用料金につきましては、やはり施設利用をされない市民の税金も投入されている施設だということもありますし、税の公平性や受益者負担の観点は、これは絶対に忘れてはならないと思います。他市との比較も、これも比較対象とする必要が私自身はないというふうに思っ

ております。あくまで高浜市内の施設の利用に関してどのように成り立っているのかということ  
を市民がしっかり分かるようにそれを説明し、その利用料金とそれから利用の仕方、こういった  
ものを今後もしっかりと議論していただきたいというふうに思います。よって、この陳情第9号  
には反対とさせていただきます。

最後になりますけれども、本格運用以降には担当部局、あるいは指定管理者において、この予  
約や利用状況をしっかりと把握していただいて、見直しが必要なら迅速な対応をしていただくこ  
とを申し添えて、討論とさせていただきます。

[11番 北川広人 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正について、総務建設委員  
長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告の  
とおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、総務建設委員長の  
報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改  
正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めま  
す。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について、福  
祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛  
知県市町村職員退職手当組合同約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決

することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

陳情第7号及び陳情第9号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 陳情第6号におきましても、採決に趣旨採択を加えていただくよう求めます。

○議長（杉浦辰夫） ただいま陳情第6号についても趣旨採択という御意見がありました。採決に当たり、陳情第6号についても趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、陳情第7号、陳情第9号及び陳情第6号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いいたします。

陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議案第89号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第12回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第89号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第12回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,152万3,000円を追加し、補正後の予算総額を230億9,858万円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金のひとり親世帯臨時特別給付金支給事務費補助金及び同事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援策として実施するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に対し、全額補助されるものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項3目家庭支援費は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援策として、ひとり親世帯に対しひとり親世帯臨時特別給付金を再度支給いたすものであります。主な内容は、委託料としてひとり親世帯臨時特別給付金システム修正業務委託料42万9,000円、交付金としてひとり親世帯臨時特別給付金2,095万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 1点お聞かせを願います。主要・新規事業書等の概要の3ページのところでですね。

事業内容といたしまして、「①から③の対象者で前回の臨時特別給付金を受給した者に対し」となっておりますが、この①から③の対象者で臨時特別給付金を、例えばこの間緊急的に、例えば離婚されたとか、ひとり親になってしまったという方ももしかしたらいるかもしれないので、そうした方、対象者が増えている可能性があるかということと、それから受給した者でない方も、もし①から③で今の話で対象者となれば受給可能かどうかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 対象者が増えているかというところですけども、①から③の対象者となります。前回8月末、6月議会の補正で上程させていただいた給付金、それから対象者が増えているかという御質問だと思いますけれども、対象の②ですね、公的年金受給を受けている方と③の新型コロナウイルスの感染症の影響を受けて直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方、こういった方に対しましては6月で児童扶養手当の受給資格を受けたそれ以外の方、それは今回12月になるまでその都度申請をしていただきまして、対象になる方に対しては支給をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） すみません、じゃ、ちょっと確認させていただきたいんですけども、①から③の対象者で前回の特別給付金を受給した者以外でも、①から③の対象になるのであれば申請できるということによろしかったでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 今回国から示されていますのは、対象①から③の方に再支給をさせていただくと。その間、それ以降、また例えば③の新型コロナウイルス感染症を受けまして直近の収入が減ってきたよという方に対しても、改めて申請をしていただければ対象となります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 主要・新規のほうで、ひとり親世帯のところですが、対象者で①、②、③の対象者数を、差し支えなければ参考までにちょっとお聞かせをください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 主要・新規の説明書の対象者ごとに申し上げます。

①の令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者、こちらが312世帯を見込んでございます。続きまして対象の②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方、こちらは25世帯を見込んでございます。あと、対象の③新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方、こちらは39世帯見込んでございまして、合計376世帯を見込んでいるところでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） すみません、確認をさせてください。

こちらの給付金というのは国が年内にということ今回、高浜でもこうやって緊急に出されたと思っております。その中の、今皆さんの質問にもありましたが、ほぼ受給者の方は同じということで事務作業というものが速やかに行われるのか、そしてこちらにも、主要・新規に書いてありますが、12月28日までにやるということなんです、その辺が可能かどうかということをお教えください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 国から年内支給というふうで言われておりますので、事務のほうを急いで進めているところでございます。

対象者に関しましては、21日月曜日に案内通知を送らせていただいたところでございます。この補正予算、御可決を賜りましたら、28日の口座振替、支給に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。  
市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和2年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月3日から本日23日までの21日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どもから提案をさせていただきました諮問1件及び議案18件につきまして、全案件とも原案のとおり御意見、あるいは御可決を賜り、ありがとうございました。

審査の過程でいただきました御意見、御提案に関しまして、今後の予算執行及び現在進めております令和3年度の当初予算編成の参考とさせていただきます。

さて、年末の風物詩となっております今年の漢字ですが、先日発表がございました。本年の世相を表す一文字として、「密」が選ばれました。何をするにも常に「密」という言葉を意識せざるを得ない、まさに新型コロナウイルスに翻弄された1年でございました。

社会全体で試行錯誤する中で、従来より推奨されてきたテレワーク、ワーケーションなど、多様な働き方を選択できる社会を目指す働き方改革が、図らずも感染症対策と適合し推し進められたという面はございますが、やはり多くの市民の皆様、事業者の皆様におかれましては大変な思いをされた1年であったと推察をいたします。

教育の現場も、3月から5月までの約3か月間にわたり全国的に学校が休校となるなど、多大な影響を受けました。学校再開後は、本市では県内でいち早く9月には小・中学校の児童・全生徒に1人1台LTE通信端末の配付を終え、学習環境の充実を図ったところですが、学習面に限らず、今回の長期休暇は子供たちの心身の発達にどのような影響を与えたかについては、これから社会全体で見守り、フォローしていく必要がございます。

現在、全国的に新型コロナウイルスの感染者数が急増しており、本市でも感染状況は変化をしてきております。非常に厳しい年の瀬となりましたが、今このときの踏ん張りの一つ一つが無駄になることなく積み重なり、未来の土台を形づくっていくと信じ、皆様と手を携え、乗り越えてまいりたいと存じます。感染した方への御配慮とともに、引き続き密を避け、お一人お一人が感染予防に努めていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、今年も残すところあとわずかとなりました。間近に迎えます新しい年が、本市にとりましても、皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって、令和2年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る12月3日開会以来、本日までの21日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。本日ここにその全案件を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

いよいよ寒さも一段と厳しくなりますが、皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛いただきまして、御多幸な新春を迎えられますよう心からお祈り申し上げます、閉会の言葉といたします。

午前11時59分閉会

---